

SEMICON JAPAN「三重県ブース」装飾業務委託
企画提案コンペ業務仕様書

1 目的

今後の成長が期待されている半導体関連産業への県内企業の新規参入及び事業拡大を図るため、令和8年12月9日（水）から11日（金）まで東京ビッグサイトにて開催される「SEMICON JAPAN」に三重県ブースを出展します。三重県ブースでは県内事業者が自社の強みをPRし、販路拡大等を行うことなどから、来場しやすいレイアウトや装飾を施すことで訴求力や事業効果を高めます。

2 業務名称

SEMICON JAPAN「三重県ブース」装飾業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和8年12月18日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

ア SEMICON JAPANにおいて装飾を施した「三重県ブース」の設置及び撤去すること。

【対象展示会】

展示会名：SEMICON JAPAN

開催期間：令和8年12月9日（水）～11日（金）

開催場所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

搬入・施工期間：令和8年12月7日（月）～8日（火）（予定）

搬出・撤去期間：令和8年12月11日（金）（予定）

【「三重県ブース」の設置場所】

出展ゾーン：総合ゾーン

ブース番号：E3922（別添資料参照）

スペース：4m×9m（2面開放）

イ 以下の内容を含んだうえ、来場しやすいレイアウトや各展示の魅力を引き出すよう工夫をすること。

- ・ 主催者が定める規定に従った装飾であること（後日三重県から出展者マニュアル等を提供します）
- ・ 9社分の社名板を設置すること
- ・ 「三重県ブース」内で9社がそれぞれポスターパネル（A1×2枚程度）や展示台を用いてPRできるスペースを設けること
- ・ 各社展示スペースにコンセント（100V、2口）を設置すること（PC、モニター等の使用を想定）
- ・ 「三重県ブース」が一目でわかるようサインを設置すること（デザインを含む）
- ・ 「三重県ブース」内に総合受付を設けるとともに、ポスター（A1×2枚程度）及びバナースタンド等を用いて三重県の取組をPRするスペースを設けること
- ・ 三重県の取組をPRするためのポスター、バナースタンド等を製作すること（データは県から提供予定）
- ・ スポットライト等の必要な照明を設置すること

- ・ 「三重県ブース」内に商談用スペースを設けること
- ・ 「三重県ブース」内に梱包資材等の保管用の控室を設置すること
- ・ 設置にかかるすべての運搬・撤去費用を含むこと
- ・ 電気工事・電気使用料を含むこと
- ・ 開催初日（９日）には来場し現場確認等行うこと

（２）委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書として、紙（Ａ４両面）１部と電子データ（Word または Power Point）を提出するものとする。

イ 提出期限

履行期限である令和８年１２月１８日（金）までとする。

５ 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、取扱いを決定する。

６ その他特記事項

（１）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

（３）個人情報情報の適切な管理のために、別記「個人情報情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１７６条、第１８０条及び第１８４条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

（４）業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（５）本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

（６）事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容について

ては、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班 担当：石川、小林、源寄

電話：059-224-2749 電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp